

全国こども宅食実施団体への助成事業 公募要綱(第二期)

0. はじめに

コロナ禍を経てさらに物価高騰が続く今、子育て世帯や子どもたちを取り巻く環境の悪化が懸念されています。特に、経済的困窮を抱える世帯では、経済的ダメージが深刻化するとともに社会からの孤立化が課題となっています。

この課題に対応する一つの方策として、弊会ではこども宅食の全国普及事業を推進しています。こども宅食は、「食」をフックとすることで支援を受けることへの抵抗感を減らすとともに、こちらから出向くことで既存の支援ではつながりにくい家庭にアプローチしやすいという特徴があります。そのため、孤立している家庭とつながり地域資源につなぐ役割を果たすものとして、この活動を全国に広げることでより多くの家庭の孤立化を防ぐことを目指しています。

この度、こども家庭庁補助事業「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」を受託したことを受け、これを原資として本事業を実施いたします。こども宅食の目的を共有し、ひとり親家庭をはじめとした困難を抱える家庭への支援に継続的に取り組んでいただける団体を広く募集いたします。家庭とのコミュニケーションや地域の関係機関との連携などより効果的な事業の提案に期待しています。みなさまのご応募をお待ちしています。

I. 助成申請に関する手続き

1. 事業実施に関する資料

本事業は、子ども家庭庁が定める「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業助成要領」(以下「助成要領」という。)によるほか、本公募要綱に定める規定に基づき、一般社団法人こども宅食応援団が実施します。一部要件や対象経費等について、助成要領の規定と異なる点がありますのでご注意ください。

◎[子ども家庭庁 ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業助成要領](#)

こちらの資料を必ずご一読いただき、要件等をご確認ください。

◎[全国こども宅食実施団体への助成事業 申請・実施報告マニュアル](#)

助成要領及び本公募要綱に記載の内容を解説した資料です。必ずご確認ください。

2. 事業説明会の開催

本事業の説明会を下記日程にて開催いたします(完全オンライン)。

申請や実施報告に関する詳細をご説明いたしますので、公募をご検討されている場合は可能な限りご参加ください。

※どうしても参加が難しい場合は、ご希望に応じて当日の動画をお送りいたします。

※事業説明会開催にあたり、参加有無、録画配信の希望を確認いたしますので、下記の申込みフォームより回答をお願いします。

第一回:2024年8月16日(金)11:00~11:45

第二回:2024年8月20日(火)13:00~13:45

第三回:2024年8月23日(金)10:00~10:45

当日の概要:

- こども宅食について(15分)
こども宅食で目指す成果とは、本件助成の趣旨
- 資金助成および寄付品の応募について(30分)
資金助成の要件、留意事項、精算方法など
- 質疑応答

形式:完全オンライン(ZOOM)

当日ZOOM : <https://us02web.zoom.us/j/82152020707>

申込みフォーム: <https://forms.gle/xeEWXZureYbVJKVb9>

※上記のお時間になりましたら、ZOOMのURLをクリックしてご入室をお願いします。

※説明会のご参加に当たってZOOMをダウンロードされていない方は事前にダウンロードをお願いします。

※問い合わせ用のLINEやメールでも質問は随時受け付けておりますが、殺到した場合お返事に時間を要する可能性があります。この説明会場でご質問いただくと回答がスムーズかと思えます。ご理解いただきますようお願いいたします。

3. 助成決定までのスケジュール

a. 公募期間:2024年8月5日(月)~9月9日(月)23:59まで

b. ヒアリング:助成決定までの間、随時

弊会のこども宅食実施者ネットワークに未加盟の団体及び事業計画に疑義が生じた団体には個別にヒアリングを実施します。申請された経費が対象経費に指定されていない、又は不明瞭な支出計画がある等の場合は、別途協議の上、申請内容から除いていただく場合がありますのでご了承ください。

c. 助成決定:9月30日(月)まで

助成の可否はLINE又は電子メールにてご連絡いたします。

なお、これから新たにこども宅食を開始される場合は、上記の日程に関わらず**事業開始予定日の2週間前まで**に助成の可否をご連絡いたします。

d. 助成金の振込:2024年10月中旬頃

※日程は今後変更となる可能性があります。

4. 申請方法

申請にあたっては、以下の助成申請フォームからの申請が必要です。フォームの中で、誓約事項への誓約及び必要書類を添付していただきます。(どうしてもフォームからの申請が難しい場合はご相談ください)

● **助成申請フォーム**

<https://hiromare-takushoku.jp/232ndtruck23>

事業計画、経費の内訳等をご入力ください。申請フォームで記入していただく内容は[こちらのマニュアル](#)をご覧ください。必要事項はあらかじめご準備いただくとう入力がスムーズかと思えます。

注)記入目安30-40分。

● **必要書類・誓約事項の様式**

助成申請フォーム上で、以下の書類への承諾または提出が必要になります。フォームをご確認ください。

- 暴力団等に該当しない旨の誓約書
※法人の場合は、役員の氏名および生年月日がわかる資料(免許証のコピー等)を添付してください
- 自己申告書
- こども宅食応援団指定の誓約書
- 法人の場合は定款、任意団体の場合は団体の活動内容がわかるもの(団体パンフレット、活動に関するチラシなど)

5. 選考基準

選考にあたっては、助成要領に定める要件のほか下記に示す各要件にすべて該当していることを基準とします。

- 地域にある課題を把握・理解し、それに対するアプローチとしてこども宅食を活用した適切な事業計画となっているか
- こども宅食で目指す成果を理解し、その成果を出すための取組みの工夫ができているか
- 事業内容に即した資金計画となっているか

を確認し、総合的に判断いたします。

6. 弊会との連絡手段

申請に関する不明点のお問い合わせや審査会までの各種手続きの連絡は、原則として助成専用の公式LINEで行います。申請を希望する団体の窓口担当の方は、以下QRコード又はID検索により、「助成事業専用:こども宅食応援団」を友達追加の上、**「団体名」と「助成申請希望」のメッセージを必ず送信**下さい。

すでに登録済みの方は手続きは不要です。

(注！友達追加だけでメッセージが無いと、LINEの設定制限により弊会側で登録確認が取れません)

◎助成事業専用LINE:ID @355ysjyc

URL:<https://lin.ee/kHeHKqZ>

QRコード



LINEのご登録がどうしても難しい場合は、下記メールアドレスからお問い合わせください。

◎メールアドレス:2ndtruck@hiromare-takushoku.jp

【一般社団法人こども宅食応援団 (担当:鎌居、芝山)】

II 助成の内容

1. 助成対象団体

以下のすべての要件を満たす団体を助成の対象とします。

- a. 助成要領「1.助成の対象者」に掲げる要件を満たしていること
- b. 既にこども宅食を実施している又は3ヶ月以内にこども宅食を開始する準備ができていること
- c. 助成終了後もこども宅食事業を継続すること
- d. 助成要領および本公募要綱で定められる経費精算業務を確実に遂行できること

2. 助成対象事業

以下のすべての要件を満たす事業を助成の対象とします。

- a. 助成要領「2.助成対象事業の内容」に掲げる要件を満たしていること
- b. 支援対象世帯の中で1世帯以上は定期的に直接ご家庭に訪問(※)し、支援をしていること
※突発的な事情があったときのみ訪問する等は該当しません。定期的な訪問支援をすることが家庭と合意できていることが前提となります。
- c. 経済的困難を抱え、適切な支援を受けられていないなど社会的に孤立した家庭を対象としていること
- d. 利用家庭に対し6ヶ月以上の継続した支援を想定した活動であること
- e. 経済的課題以外の利用家庭の状況を把握し、支援に活用するために必要に応じて記録していること
- f. 支援活動に必要な家庭の情報を記載した支援家庭リストを作成していること
- g. 事務連絡(日程調整など)以外に、家庭と月1回以上のコミュニケーションをとっていること
- h. 様々な課題を持つ家庭に対し、必要な支援を提供する又は必要な支援につなげる体制があること

※これからこども宅食を開始する場合

要件a～d及びhが具体的に計画されていることが必須となります。それ以外の要件は申請時点では予定で構いませんが、事業開始後は必ず要件を遵守した活動としてください。(ヒアリング等により確認させていただく場合があります)

3. 助成の対象とならない事業

以下に該当する場合は、助成の対象とはなりません。こども宅食応援団指定の誓約書の誓約書を提出いただきます。

- a. 法律・公序良俗に反する活動
- b. 営利を目的とする活動、特定の利害関係者のみを対象とした事業
- c. 個人的な活動や趣味的なサークル活動
- d. 政治活動や宗教活動を目的とする活動

※こども宅食事業の他に宗教活動を行う団体の場合は、今回の対象事業と他の事業を区分して会計処理できることが必須となります。

4. 助成内容

- a. 助成対象期間

2024年10月1日(火) ～ 2025年1月31日(金)

b. 助成金の上限

1事業者あたり300万円

※但し、応募多数により助成資金が不足する場合には、一定割合の減額調整をする可能性があります。

c. 対象経費

i. 食事等支援経費(主たる費目)

家庭への支援に必要な食料・日用品等を購入するための経費

【1世帯あたり上限額(活動形態によって異なる)】

- ・対面訪問型支援 3000円/月
- ・赤ちゃん便(対面訪問に限る) 4000円/月
- ・宅配便型支援 2500円/月
- ・来所型支援 2500円/月

ii. 管理運営経費

事業の運営に必要な諸経費

【上限額】

アの食事等支援経費の15%まで

【費目】

- ・人件費
- ・(家庭に配布するもの以外の)消耗品費
- ・旅費
- ・燃料費
- ・通信運搬費
- ・借料及び損料
- ・印刷製本費

iii. 配送経費

物資の配送のために必要な経費。配送経費として計上できる経費には使途に制限があります。必ず[こちらのマニュアル](#)をご確認ください。

【上限額】

一律60万円

【費目】

- ・人件費
- ・(家庭に配布するもの以外の)消耗品費
- ・旅費
- ・燃料費
- ・通信運搬費
- ・借料及び損料

※助成要領とは対象費目が異なります。各費目の詳細については必ず[こちらのマニュアル](#)をご確認ください。

d. 他助成金等との併用

他の助成金等と財源を併用して事業を行う場合は区分経理が必要となるため、本事業用の帳簿を別途作成していただくようお願いします。

詳しくは、[こちらのマニュアル](#)をご確認ください。

5. 実施報告・精算手続

a. 実施報告の期限

2025年2月28日(金)頃

※今後、変更となる可能性があります。

b. 実施報告時に提出するもの

実施報告(世帯数・支援人数・支援回数等の報告)や精算はオンラインフォームを活用する予定です。準備ができ次第ご案内いたします。

また、対象経費に係るレシート・領収書等の証憑書類の写しもすべてご提出いただく予定です。

※[こちらのマニュアル](#)に記載がございますので、ご確認ください。

c. 証憑書類などの保管義務

対象経費に関わるレシート・領収書等の証憑書類等は必ず整備し、原本は5年間の保存をお願いします。事業の実施状況確認のため、調査にお伺いする場合があります。助成要領「6. 助成金の交付条件」に定めるその他の事項も必ずご確認ください。

d. 精算確定

上記の実施報告関係書類を当会で確認後、**2025年3月中旬を目安**に精算額を確定し通知します。その結果、当初の助成決定額を下回った場合は3月中に弊会に残額をお振込みいただきます。 ※ス

ケジュールは前後する可能性もございますので予めご了承ください。